

日本商工会議所
令和2年度補正予算
小規模事業者持続化補助金
コロナ特別対応型

TOP 持続化補助金とは 申請について よくあるご質問 採択者一覧 採択者の情報 お問い合わせ

【ご注意】このホームページは、商工会議所の管理下で運営を承けている小規模事業者向けです。
商工会の管理下で運営を承けている小規模事業者等については、別途、本商工会議所へ、各都道府県商工会連合会にお問い合わせください。（日本商工会議所での問い合わせは対応できません）

- 第5回受付締切日が延期されました。（2020年12月10日締切）
- 「支援強化補助金」（様式3）は申請の際、任意提出書類になりました。
＜コロナ特別対応型＞は商工会議所発行の申請書を必ずに商工会議所に行かずに申請することができます。
「様式3」の添付書類は必ず用意上、影響はありません。」
- 本補助金は、給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。
取組経費の一部から補助金額を控除し、原則、完了後に払い戻しを受けるものです。自己負担が必要です。

info@kays.pro

